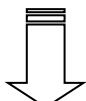


転居・転校時の手続き

◆転居等にともなう転校の手続き

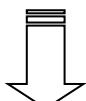
① 今、通っている学校へ



- 転居予定日／転居先の住所／転校先の学校名
を分かりしだい担任に連絡してください。

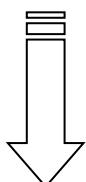


② 蟹江町役場へ



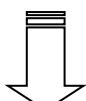
- 住民課で住民票の異動手続きをします。
- 教育課で「転出学通知書」を発行してもらいます。

③ 今、通っている学校へ



- 学校へ「転出学通知書」を提出してください。
- 「在学証明書」／「教科用図書給与証明書」
を発行してもらいます。

④ 転出先の市役所（町・村役場）へ



- 住民課で住民票の異動手続きをします。
- 教育課で「転入学通知書」を発行してもらいます。

⑤ 転校先の学校へ



- 転校先の学校に電話連絡をしてください。
- 「転入学通知書（市役所等で発行）」を提出してください。
- 「在学証明書」／「教科用図書給与証明書」を提出してください。

◆必要な書類

在学証明書	学籍の異動など、転校先の学校との引継ぎに必要です。
教科用図書給与証明書	蟹江町の学校と転校先の学校とで教科書が同じか確認します。
転出学・転入学通知書	教育委員会から学校への通知文書です。